

広告事業に関する契約書（案）

独立行政法人国立高等専門学校機構〇〇工業高等専門学校（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が所有または管理する施設等における広告事業の実施に関し、次の条項により契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的及び権利の性質）

第2条 本契約は、甲が推進する「〇〇工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程」に基づき、乙が甲の施設等に広告を掲示する事業に関し、その基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 本契約は、甲が乙に対して指定場所における広告の掲示を許容するものであり、甲の施設等に対して愛称を設定する命名権を付与するものではない。また、甲は乙の広告内容を公式に推奨または保証するものではない。

（広告掲示場所及び範囲）

第3条 本契約に基づき、乙が広告を掲示できる指定場所は、次のとおりとする。

掲示指定場所：〇号棟〇〇出入口付近通路壁面（寸法等の詳細：縦 841mm×横 594mm 以内）

2 乙が広告を掲示できる範囲は、前項に定める指定場所の物理的範囲内に厳格に限定されるものとし、乙は甲の事前の書面による承諾なく、当該範囲を逸脱し、又は拡張してはならない。

（広告内容の制限と事前承認）

第4条 乙が掲示する企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等（以下、総称して「広告等」という。）の内容、デザイン、色彩等は、教育・研究機関たる甲の品位、中立性、及び景観を損なわないものでなければならない。

2 乙は、広告等を掲示又は変更しようとするときは、あらかじめ広告図案等を甲に提出し、その内容について甲の書面による承認を得なければならない。

3 甲は、乙から提出された広告等の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、又はそのおそれがあると合理的に判断した場合は、当該広告等の掲示を承認しないものとし、また、掲示後において発覚した場合は、直ちに掲示の停止、修正、又は撤去を命じることができる。

- 一 法令等に違反するもの
- 二 公序良俗に反するもの
- 三 特定の政党、政治団体、又はこれに類する団体の宣伝に関するもの
- 四 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- 五 特定の社会問題についての主義主張に関するもの
- 六 取扱商品等の性質上、一般消費者や学生とのトラブルが想定されるもの
- 七 風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- 八 貸金業に関するもの
- 九 たばこの広告及び喫煙・飲酒を過度に促すもの
- 十 賭博及びギャンブルに関するもの
- 十一 第三者の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうもの
- 十二 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの
- 十三 その他、甲が教育機関に掲示する広告として不適当であると認めるもの

(契約期間及び広告の掲示期間)

- 第 5 条 本契約の有効期間及び乙が業務を行うことができる期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 2 本契約が前項の期間途中で解除等により終了した場合は、乙の広告等の掲示に関する一切の権利についても同時に消滅するものとする。

(広告等の設置、維持管理及び費用の負担)

- 第 6 条 広告等の製作、指定場所への設置作業、及び契約終了時の撤去・原状回復作業は、甲の施設管理基準及び指示に従い乙が実施するものとし、これらに要する費用（設置のための施工費、材料費等）はすべて乙が負担する。
- 2 前項の規定に加え、広告等の掲示に伴って発生する掲示板設置にかかる経費、契約期間中の電気料金等の実費、及び広告等の修繕・維持管理に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。
- 3 設置された広告等の所有権は、すべて乙に帰属する。

(善管注意義務及び事故発生時の報告等)

- 第 7 条 乙は、本契約に基づき、正確・迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって、広告等の掲示及び維持管理業務を行わなければならない。
- 2 乙は、広告等の老朽化、破損等により第三者に危険を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに適切な修繕又は撤去等の措置を講じなければならない。
- 3 乙は、業務の実施に関し、事故その他本契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 4 乙は、広告等の設置、維持管理、又は撤去の際、甲の施設等をき損したときは、直ちに甲に報告のうえ、自己の責任と費用において速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償及び免責)

第 8 条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないことによって相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 広告等の瑕疵、落下、倒壊等により、第三者（甲の学生、教職員、来訪者等を含む）の生命、身体、又は財産に損害が生じた場合の賠償責任は、すべて乙が負うものとする。ただし、火災、天災地変、その他乙の責めに帰することができない不可抗力によって生じた損害については、この限りではない。

(広告料及び支払方法)

第 9 条 本契約に基づく広告料は、年額〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）とする。ただし、令和〇年度は令和〇年〇月〇日を起算日とし、〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）、令和〇年度は令和〇年〇月〇日を満了日として、〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円）とする。

- 2 乙は、前項に定める広告料について、甲の発する請求書により、当該年度の 5 月末までに納付しなければならない。ただし、令和〇年度は〇月末までに納付しなければならない。

(遅延損害金)

第 10 条 乙が、前条に定める広告料を所定の支払期日までに支払わないときは、当該支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、未払金額につき年 3 % の割合で計算した額を延滞金として甲に支払うものとする。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第 11 条 乙は、本契約により生ずる一切の権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、広告事業の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、広告物の製作や物理的な設置・撤去等の作業の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。この場合において、乙は当該第三者の行為のすべてについて連帯して責任を負うものとする。

(知的財産権の処理)

第 12 条 広告等を使用されるデザイン、ロゴ、写真等に関し、第三者の著作権、商標権、パブリシティ権その他の知的財産権等の侵害を理由として、第三者から甲に対して差止請求や損害賠償請求等の紛争が提起された場合には、乙は自己の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該紛争に関連して甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたとき、又は甲が弁護士費用等の費用を支出したときは、乙は甲の請求に基づき、直ちにこれに要した全額を甲に補填しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 甲及び乙は、自ら又は自らの役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人その他営業所の代表者、団体にあっては代表者、理事その他実質的に経営を支配する者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）

二 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）

三 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

四 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

六 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

七 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

3 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者は、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することはできない。また、解除を行った当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかの事実が生じた場合は、第 5 条第 1 項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

一 本契約の締結及び履行に際し、不正行為を行ったとき。

二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

- 三 本契約に定める条項に重大な違反をしたとき。
 - 四 法令違反等の不正行為、著しく公序良俗に反する行為、その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - 五 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 六 第4条第3項の規定により甲が広告等の撤去又は修正を命じたにもかかわらず、乙が正当な理由なくこれに応じないとき。
- 2 乙の事情等により、本契約の継続及び広告等の維持が困難となったときは、乙は2ヶ月前までに甲に書面により申し入れることで、本契約を解除することができる。
 - 3 甲が実施する施設等の改修工事、用途変更、又は災害等のやむを得ない事由により、対象財産への広告の掲示を継続することが著しく困難となったときは、甲は2ヶ月前（ただし、緊急を要する場合はこの限りではない）までに乙に書面により申し入れることで、本契約を解除することができる。

（本契約の期間満了、更新及び原状回復）

- 第15条 乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の6ヶ月前までにその旨を書面により甲に通知するものとする。
- 2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約と同目的の新たな契約について、甲の規定等に基づき、経済事情等諸般の事情を考慮して甲・乙が誠実に協議するものとする。
 - 3 第1項に定める通知がない場合、又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は期間満了をもって終了する。
 - 4 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了したときは、乙は、甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において広告等を完全に撤去し、対象財産を原状に回復しなければならない。
 - 5 前項の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲が乙に代わって広告等を撤去・処分し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（広告料の取扱・返還）

- 第16条 甲が第14条第1項の規定により本契約を解除した場合、又は乙が同条第2項の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙が既に支払った広告料を一切返還しないものとする。
- 2 乙が第14条第1項の規定により本契約を解除した場合、又は甲が同条第3項の規定により本契約を解除した場合、甲は、既に支払われた広告料のうち、掲示が不能となった期間に相当する未履行分について、日割り計算のうえ、速やかに乙に返還するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後においても、当該秘密情報が公知となった場合を除き、これを保有する限り効力を有する。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関する一切の訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所〇〇支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第 19 条 本契約の内容に関し、本契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、関係法令及び甲の定める規程等に従うほか、甲・乙が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇
独立行政法人国立高等専門学校機構
〇〇工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇株式会社
取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印